

暮らしに役立つ生活情報  
センターニュース

きらめく

NO. 130 11月号

北海道立  
消費生活センター



かしこしか ちえ子さん

北海道消費者教育  
PR キャラクター



三国峠(上士幌町)

主な内容

冬の備えは大丈夫? .....	2	若者のための特設ページ .....	4
10月1日にセンター再開 .....	2	〈相談事例〉訪問販売 .....	5
電子レンジ・圧力鍋の取り扱いに注意 .....	3	スマートフォン用ワイヤレス充電器の品質 .....	6、7
11~12月に借金無料相談会 .....	3		
暮らしのセミナー .....	4	「暮らしの豆知識」最新号 .....	8

〒060-0003  
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<http://www.do-syouhi-c.jp/>

## 冬の備えは大丈夫？

### ストーブや除雪機は使用前に点検 除排雪の契約は慎重に…

今年もまた厳しい冬の季節がやってきました。すでに暖房器具を使用している家庭もあると思います。厳冬期を前に今一度、暖房器具や除雪機などの安全点検を行いましょ。

ストーブは、使用前に給油口やコンセントの破損などを点検するとともに、背面などにある空気取入口と給油フィルターの清掃を行いましょ。電気ストーブやこたつなど電気暖房機についても、使用前にヒーター部分の埃を取り除いておきましょ。

暖房器具を使用中は、火災に注意が必要です。電気暖房機も含め、暖房機器の真上に洗濯物を干さないこと、カーテン・壁から離す、スプレー缶やライターを近くに置かない、ヒーター部分にこたつ布団や座椅子、座布団が接触しないようにしましょ。



除排雪サービスの契約を検討している方は、契約トラブルに注意が必要です。

除排雪サービスの契約トラブルは、「契約内容どおりの除排雪が行われない」「除排雪作業時に器物が破損した」「料金を前払いしたのに大雪のときに来ない」「電話をしても連絡が取れない」などの相談が毎年寄せられています。

料金前払い契約が多いため、事前に契約内容をよく確認し、書面に残すことが大切です。例えば、大雪で現場に来ることができない場合、降雪量が少なく契約した回数の除排雪を実施しない場合の対応、除排雪の範囲や具



体的な作業内容などは、十分に確認した上で契約しましょ。



家庭用除雪機にも注意が必要です。

使用前には安全装置の動作確認を行い、故障などにより正常に機能しない場合は絶対に使用しないようにしましょ。特



に、古いタイプの除雪機には安全装置が整備されていない機種があるため、注意が必要です。ハンドルのクラッチレバーから手を離すと機械が止まる「デッドマンクラッチ」は、クラッチレバーをひもで固定するなど、安全装置を無効化すると除雪機にひかれたり、巻き込まれたりする事故につながります。絶対に安全装置の無効化はやめましょ。

また、エンジンをかけたまま投雪口などに手を近づけないよう注意するとともに、除雪中だけでなく、収納などのため移動させる際にも注意が必要です。後進時につまずいて転倒し除雪機にひかれる事故も発生しています。

#### 10月1日にセンター再開しました

新型コロナ緊急事態宣言解除により、7月22日から休館していた道立消費生活センターは10月1日再開しました。

センターの利用に当たっては、感染防止策のためくらしの教室は最大20人まで、見学で展示ホール等に一度に入れる人数は5人までとなっています。来所相談は事前に電話相談をお願いしています。

今後感染状況により利用内容が変更になることがありますので、事前に電話でお問い合わせください。

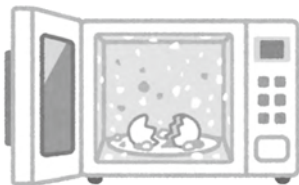
電話011-221-0110

## 電子レンジ・圧力鍋の取り扱い注意 説明書を読んで正しく使用を

9月に道内で電子レンジの爆発が原因とされる死亡火災事故が発生しました。電子レンジを使用する際は説明書に書かれている注意事項を守りましょう。また、調理時間の短縮につながることから利用者が増えている圧力鍋は、蓋が飛ぶなどの事故が発生しており、消費者庁などが注意を呼びかけています。

電子レンジは手軽に料理を温めることができるため、多くの家庭で利用されています。便利な一方で、毎年全国で事故が発生し、大けがや死亡、火災につながる例もあります。

電子レンジは、電磁波が食品に含まれる水の分子を振動させて摩擦熱を発生させ、その熱が広がって食品全体が温まる仕組みです。しかし、アルミホイルや銀メッキの皿などの金属容器は電磁波を反射して火花が散ったり、いも類など水分の少ない食材を加熱しすぎると焦げて発火する場合があります。また、卵など殻や膜のある食品は庫内で破裂して中身が飛び散る危険があります。



電子レンジを使用する際は、以下の点に気をつけましょう。

- ①庫内をこまめに掃除する
- ②故障した製品は使用しない
- ③加熱しすぎない
- ④加熱対象に注意する
- ⑤突然沸騰する現象に注意する

庫内で発煙・発火した場合は電源プラグを抜き、火が消えるまで待ちましょう。扉を開けて高温の庫内に酸素が供給されると燃え広がる恐れがあります。また、扉のガラスは高温になりますが、誤って水をかけないように

しましょう。

◆  
圧力鍋は、一般的なガスコンロなどで調理するタイプのほかに、昨今は電気圧力鍋も普及しつつあります。

消費者庁によると、調理後に鍋蓋を開けようとしたところ蓋が飛び、蒸気などが腕にかかって熱傷を負ったり、豆スープを調理中に急に鍋蓋が外れ、中のスープが飛び散った、カレーを作っていて蓋を開けたところ中身が飛び出して熱傷を負ったなどの事故が発生しています。

安全に使用するために以下の点に注意が必要です。

- ①使用前に蒸気口など圧力調整部分に詰まりがないか確認
- ②水と食材を合わせて3分の2以下、豆類・麺類の場合は水と合わせて3分の1以下の内容量で調理
- ③鍋の中の圧力が下がったことを確認してから蓋を開ける



## 借金無料相談会

北海道は、北海道財務局とともに、道内の司法書士会及び弁護士会の協力を得て、11～12月にかけて、札幌、旭川、函館、釧路などで借金無料相談会を開催します。

相談会は、国の「多重債務者相談強化キャンペーン」（9月1日～12月31日）の一環として実施します。

実施時期や場所など詳しくは北海道環境生活部消費者安全課（電話011-204-5212）へ。



## くらしのセミナー開催 テーマは「東日本大震災」「スマホ」

道立消費生活センターは、9月8日（第4回）と10月6日（第5回）にくらしのセミナーを開催しました。

第4回は、宮城県の南三陸町体験プログラム オンライン震災語り部として活動する阿部悠斗さんと芳賀タエ子さんが、「東日本大震災から10年 2011.3.11あの時を忘れない～防災・減災について考えよう～」をテーマに震災体験を語りました。

震災当時、中学生だった阿部さんは、避難した高台から家が津波にのみ込まれ、流されている様子を目の当たりにしたそうです。避難先の学校では、授業で制作中だった手回しラジオライトを活用し、被災者たちの携帯電話を充電していたことを話した阿部さんは、「絶対に安全な場所はないので、地域の実情に応じた防災、減災を考えてほしい」と呼びかけました。

芳賀さんは、避難先の学校で被災者が寒さをしのぐために、教員たちが体育館のカーテンを切って配布してくれたことを紹介。また、被災時に自衛隊の給水車が来るまで10日ほど要したことから「常に500ミリℓの水を持ち歩くようにしている」と日頃の備えを語りました。



第5回は、北海道総合通信局情報通信部電気通信事業課の田中詳子氏、北島弘崇氏が「スマートフォンを安心して利用するために～知



っておきたい注意点とは～」と題し、講演を行いました。田中氏はスマートフォンの機能やインターネットをめぐるトラブルについて話しました。特にネットトラブルに関しては、SNSを通じたいじめ、写真投稿による個人情報への拡散、投稿された情報は拡散されるため全てを削除することはできないことなどの危険性について説明しました。

## 12月8日くらしのセミナー 最終回 終了回の上映会も予定

道立消費生活センターは12月8日に行う第7回くらしのセミナー（本年度最終回）の申し込みを11月22日から受け付けます。講師は、北日本文化研究所代表の藤村久和氏で、テーマは「アイヌの人たちの生活に習うエシカル消費」です。

また、すでに終了しているオンライン開催分のセミナーの上映会を11月24日、来年1月19日に開催予定です。

問い合わせは、当センター教育啓発グループ（電話011-221-0110）。

## 若者のための特設ページ開設

北海道くらし安全局消費者安全課は、若年者のための消費生活サポート情報を配信する特設ページを開設しています。

来年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳になると親権者の同意なしに契約ができるようになります。一方、これまで認められていた未成年者取消し（親などの法定代理人の同意を得ずに結んだ契約を取り消すことができる権利）が認められなくなります。

「18歳から大人～若年消費者のための特設ページ」では、「簡単に高額収入が得られる」という副業などの儲け話、「お試し」「初回のみ」といったSNS広告、悪質な出会い系サイト、賃貸借アパート等の退去トラブルなど、若年者も被害に遭っている事例に基づいた注意喚起情報を掲載しています。

特設ページ URL (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>)

# 消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話  
☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン ☎188 (「嫌や」泣き寝入り)  
※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

## 訪問販売で勧誘された布団乾燥シート

### 断りきれずに契約したので解約したい

**Q** 3日前に「以前買ってもらった布団のことで話がある」と事業者が訪問してきたので、家にあげてしまった。布団乾燥シートを使った方が良いと勧誘され、断りきれずに契約した。代金8万円は事業者に銀行に連れていかれ、現金で支払った。覚えのない事業者だったし、高いと

思うので解約したい。玄関には「訪問販売お断りステッカー」を貼っているが、他の事業者も訪問してくるので困っている。



(80代 女性)

**A** 訪問販売による契約は、特定商取引法（特商法）で規制されており、事業者は勧誘に先立って事業者名や販売目的を告げること、同法で定められた内容を記載した契約書面を交付する義務があります。消費者は書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフすることができます。また、特商法や北海道消費生活条例（道条例）では、断っている人へ勧誘を継続すること（再勧誘）や、後日あらためて勧誘することを禁止しています。

相談者に確認したところ、訪問時に事業者名や布団乾燥シートの勧誘であることを告げられた覚えはないとのことでした。また、契約書面を確認すると商品単価や支払回数などが記載されておらず、書面に不備があると考えられました。

相談者には契約してから4日目のため、クーリング・オフ書面の書き方を説明し、証拠が残るようにコピーを取り、簡易書留等で事業者に通知するよう助言しました。

センターから事業者に連絡し、勧誘方法などに問題があること、「訪問販売お断りステッカー」を貼っている家への訪問は道条例で禁止されていることを指摘した上で、クーリング・オフすることと、今後の勧誘を断る旨

を伝えました。事業者は道条例を知らずに勧誘し、訪問時に勧誘目的であると告げたかどうかは覚えていないとのことでした。

返品などの方法を確認し、相談者が商品を着払いで送り、事業者から現金書留で返金されたことを確認して相談を終了しました。

### 訪問販売お断りステッカー活用を

訪問販売に関しては、布団や健康食品等の購入を勧誘され、契約してしまったとの相談のほか、最近では、光回線や小売電力の勧誘を受けたとの相談も増えています。

道条例では、「訪問販売お断りステッカー」を勧誘拒絶の意思表示とみなし、ステッカーを貼っている家に訪問して取引することを禁止していますので、ステッカーを玄関ドアなどに貼るなどの対策を講じましょう。

また、不要な契約はきっぱりと断り、トラブルに遭ったら、速やかに最寄りの消費生活相談窓口にご相談を。



商品  
テスト

## スマートフォン用ワイヤレス充電器の品質

ワイヤレス充電ができるスマートフォンが増えたことに伴い、スマートフォン用ワイヤレス充電器も多くの製品が販売されています。しかし、充電できない、充電に時間がかかる等の苦情も散見されるほか、数は少ないですが、中には発煙、発火といった事故も見受けられます。最大出力10Wのワイヤレス充電器をテストしました。

## テスト品目

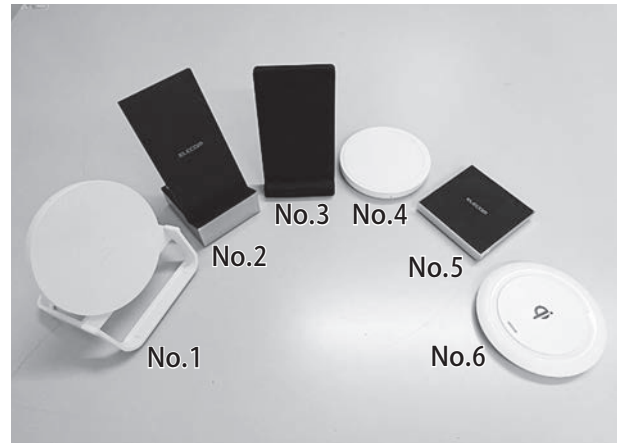
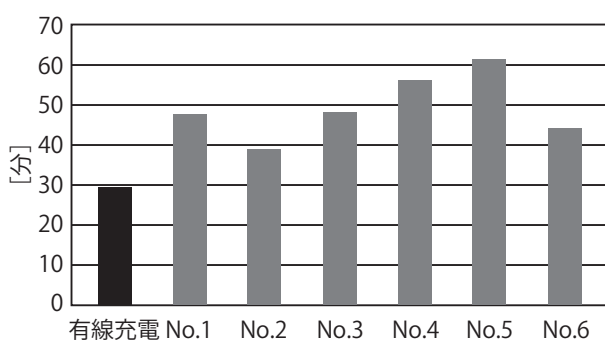
- ・スタンドタイプ… 3 銘柄 (No.1~3)
- ・パッドタイプ… 3 銘柄 (No.4~6)

## テスト結果

## 充電時外郭温度

充電器は34.6 (No.2) ~44.1度 (No.5)、スマートフォンは38.0 (No.2) ~44.7度 (No.5)、電源アダプタは34.3 (No.3) ~36.4度 (No.4)、ケーブルは27.7 (No.1) ~30.7度 (No.6) でした。異常に高温になることはありませんでした。温度は、各部の最高温度を測定しました。

## 電池残量50%から80%までの充電時間



## 充電器出力

スマートフォンの電池残量50%から80%までの充電器の平均供給出力は、5.5 (No.5) ~7.8W (No.2)、平均6.7Wでした。

## 充電時間

スマートフォンの電池残量50%から80%までの充電時間は、電源アダプタから有線充電した場合29分だったのに対し、ワイヤレス充電器使用時は39 (No.2) ~61分 (No.5) で、1.3~2.1倍の時間がかかりました。(左下グラフ参照)

## 充電可能範囲

充電器側の送電用コイル部中心にスマートフォン側の受電用コイル部が合うように置くことで充電ができ、コイル中心から5mm (No.1,2,4)、7.5mm (No.3,5,6) の範囲から外れると充電ができなくなりました。

スタンドタイプのうち No.2,3にはコイルが2個内蔵されており、スマートフォンの縦置き・横置き両方に対応していました。No.1は

## テスト品一覧

No.	メーカー等	型式	タイプ	認証 (Qi)	最大出力 [W]	対応出力 [W]	対応電源アダプタ	価格 (税込) [円]
1	Belkin(株)	F7U083jc	スタンド	○	10	5/7.5/10	Quick Charge3.0	5,470
2	ELECOM(株)	W-QS04	スタンド	○	10	5/10	Quick Charge2.0以上 (5W 充電時: 5V/2A 以上)	4,250
3	(株)オウルテック	OWL-QI10W04	スタンド /パッド	○	10	5/7.5/10	5V/1.5A 以上 7.5W 以上: Quick Charge	3,600
4	Belkin(株)	F7U082jc	パッド	○	10	5/7.5/10	Quick Charge3.0	4,370
5	ELECOM(株)	W-QA11	パッド	○	10	5/10	Quick Charge2.0以上 (5W 充電時: 5V/2A 以上)	3,620
6	(株)ラスタバナナ	RWC10WM01	パッド	○	10	5/7.5/10	5V/2A 以上 もしくは Quick Charge	1,980

コイルが1個内蔵でしたが台座をつけることにより縦置き・横置きに対応していました。また、パッドタイプではすべてコイルが1個でした。

### 充電可能なスマートフォン ケースの材質・有効充電距離

ステンレス板を挟んだ場合、すべての銘柄でエラー表示が出て、充電ができませんでした。アクリル板、紙の場合は充電が可能でした。紙を重ねて充電できる限界の厚さは3.8 (No.5) ~7.0<sup>mm</sup> (No.3) でした。

### 認証

すべての銘柄でQiマークがありました。  
※Qi規格：ワイヤレス給電の規格であり、WPC (Wireless Power Consortium) というワイヤレス給電の団体が策定した国際標準基準。  
読み方は「チー」。充電器、スマートフォンが共に同じQi対応であれば互換性がある。



### 消費者へのアドバイス

- 充電するスマートフォンによってはワイヤレス充電器の表示出力よりも小さくなる場合があります。
- ワイヤレス充電器にスマートフォンを置く位置によっては充電できない場合があります。充電が開始されることを確認しましょう。
- ワイヤレス充電器を使用すると、電源アダプタから有線充電する場合に比べて充電時間が長くなります。
- スマートフォンにケースを使用している場合、ワイヤレス充電ができない場合があります。充電可能な材質、厚みを確認しましょう。
- 電源アダプタが付属しない場合が多く、別途購入する必要があります。
- メーカーが推奨する電源アダプタを使用しない場合、例えばパソコンのUSBポートから電源を取ったり、出力の小さいアダプタを使用すると充電に時間がかかる、もしくは充電ができないことがあります。説明書を確認し推奨アダプタを使用するようにしましょう。
- ワイヤレス充電をする際、充電器、スマートフォン、電源アダプタ、充電ケーブルが発熱しますが通常であれば触れると温かい程度の温度です。異常に高温になる場合は使用を中止しましょう。



## 「くらしの豆知識」最新号

国民生活センターが毎年発行している「くらしの豆知識」2022年版（A5版、176頁）が各書店で販売されています。

特集では来年4月からの成年年齢の18歳引き下げを受けて若年者に多いトラブル事例と被害防止のポイントなどをまとめた「18歳のひとり立ちナビ」、インターネット利用をめ

ぐるトラブル事例やネットの安全利用のポイントを紹介する「撃退！ネットトラブル」の特集が掲載されています。このほか日常生活に必要な知識の最新情報も紹介しています。

価格は550円（税込み）。購入は最寄りの書店にお問い合わせください。



## センターご利用の際は 新型コロナ感染防止対策にご理解を

道立消費生活センターは、新型コロナウイルス感染防止対策を講じています。見学を含めた入館者には、以下のとおり、検温、マスク着用や連絡先の記入などをお願いしています。休館の場合もありますので、来館の際は事前に電話もしくはホームページ等でご確認ください。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせは当センター教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。



- ① 出入り口などに手指消毒用アルコールを設置していますのでご利用ください。
- ② 各受付で必ず検温を行います。37.5度以上の発熱、もしくは平熱+1度以上の超過が認められた場合は入館をお控えください。
- ③ マスクの着用をお願いします。お持ちでない方は、職員にお申し出ください。
- ④ 新型コロナウイルス感染が発生した場合、その事実を皆様にお伝えすることに備えて、入館される方の連絡先（氏名、住所、電話番号）を所定の用紙へご記入いただきます。
- ⑤ 「北海道コロナ通知システム」を導入しています。入館の際にQRコードからメールアドレスを登録していただくと、同じ日に当センター利用者の中から感染者が確認された場合に北海道からメールでお知らせします。

## 北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

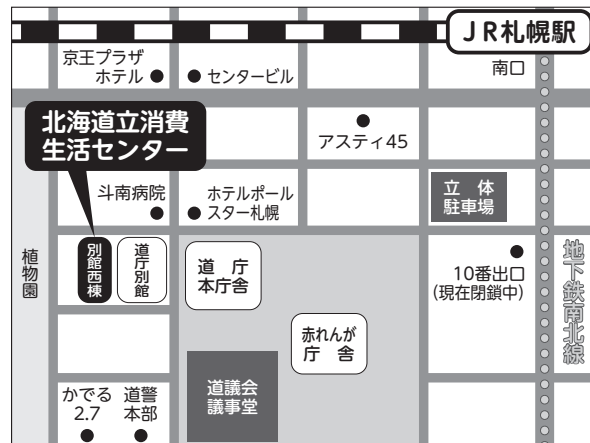
### ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご利用ください。  
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索



本紙の記事を転載する場合はセンターまでご連絡ください。